司法試験委員会会議(第17回)議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

平成17年2月28日(月)17:30~20:00

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(委員長)上谷清

(委員)浅海保,小幡純子,神垣清水,髙橋宏志,長谷川眞理子, 本間通義 (敬称略)

(幹事)大谷晃大,椛嶋裕之,齋藤誠,村上正敏(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

稲田伸夫人事課長,横田希代子人事課付(幹事兼任),丸山嘉代人事課付,古宮義雄試験管理官

4 議題

併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針について

- 5 配布資料
 - 資料 1 併行実施期間中の司法試験合格者数について(本間委員提出意見)
 - 資料 2 併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について(司法試験委員会取りまとめ)
- 6 議事等

併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験の合格者数について

(委員長, 委員, 幹事)

事務局から,協議に先立ち,司法試験委員会で現在審議されている併行実施期間中の新旧司法試験の合格者数の件については,現在開会中の国会の質疑でも取り上げられていることについて報告した。

また、審議の冒頭、本件に関する議事内容の公開について、委員から、現在のように発言者名を明らかにしない議事要旨を公開するだけでは審議の透明性

確保の観点からは不十分ではないかとの問題提起がなされ、公開する議事要旨において発言者名を明らかにするかどうかの点について改めて協議がなされた結果、従来どおり、発言者名を明らかにしない詳細な議事要旨を公開することが確認された。

参考資料として,これまでと同様,前回の司法試験委員会から本日に至るまでの間に,司法試験委員会あてに寄せられた意見書,要望書のほか,新聞記事,雑誌掲載記事を配布している。

配布資料1の「併行実施期間中の司法試験合格者数について」と題する意見書は,本間委員から,説明の資料として提出があったものである。配布資料2の「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」と題する書面は,本件に関する当委員会の考え方の取りまとめの案として,今までの議論を委員長が取りまとめられたものである。

私が積極的に申し上げたいのは,新たな法曹養成制度における新司法試験の位置付けと新司法試験の役割ということである。法科大学院,新司法試験,司法修習というプロセスとして構成された法曹養成制度の中核は法科大学院にあるということは意見書でも明示されており,新法曹養成制度はそのように基本設計されたものだということである。そして,意見書によれば,新司法試験は,「法科大学院において充実した教育が行われ,かつ厳格な成績評価や修了認定が行われること」を前提として行われるとされている。

これについては、当委員会でもこれまで、本当に前提条件が充足されるのかという意見が出されている。私もその前提条件の充足については、必ずしも確信を持っているものではないし、今後も楽観を許すものではないが、現在、我々が行うべき新司法試験の制度設計、この実施設計というべきものにおいては、当面、法科大学院が充実した教育を行うこと、また厳正な成績評価、修了認定を行うことを一応の前提とするべきではないかと考える。私もその一員ではあるが、司法試験委員会としてこの前提が充足されないことを危惧して新司法試験の合格者枠を厳しく設定することは、制度設計自体を否定することにつながる可能性がある。

そのほか,我々が注意すべきことは,意見書で「法科大学院の学生がその在学期間中,その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要である。」と述べていることである。その最も重要な仕組みの一つが,新司法試験の合格者数である。合格者数を絞っていくと,法科大学院生に過度の不安感を与えて,受験勉強を重視して法科大学院の教育内容の修得を軽視する傾向を誘発する危険性が大きいのではないかと危惧する。

そういったことを考えると,現段階において司法試験委員会が設定すべき新司法試験合格者数枠は,許される範囲でできるだけ広いものとすべきであると考えている。

そして,具体的な数値は,新司法試験の合格者数については,平成18年度においては1,100名プラスマイナス10パーセント程度,ただし,原則として1,000名を下回らないものとし,平成19年度においては,2,200名プラスマイナス15パーセント程度,ただし,原則として2,000名を下回らないものとすべきと考えている。

特にこの点で重要なのは,「下回らない」という言葉である。これを下回ると,つまり平成18年度では1,000人を下回ると,マイナスのアナウンス効果が大きいのではないかと危惧している。

平成19年度は,平成18年度のおよそ2倍程度という数値が置かれればよいと考えている。

私が申し上げた数値は受験者数を一応想定しているが,この想定が適切かどうかということはいろいろ問題があると思うし,私もいろいろな観点から試算してみたが,要素の入れ方によって相当の大きな差がある。受験者数が異なってくれば,合格者数自体が変わってくることはやむを得ないだろうと思う。ただ,基本的には,私の考え方を合格者数,受験者数に比例させていけば良いのではないかと考えている。

前回も申し上げたことだが,あくまで司法試験委員会としては試験実施のために必要な合格者数をここで提示するという役割を持っており,それ以上ではないということである。平成18年度については差し迫っているので,試験実施のために必要だといえるだろう。ただ,それも本来の資格試験の理念からいうと,人数を限るということ自身が実はおかしいとは思うが,そうは言っても,併行実施期間中にいざ考査委員会議の議題となって,全く何もないところから合格者を判定するということになると技術的にも極めて困難であり,やはりある程度の目安の数字を決めざるを得ない。

他方,平成19年度については,まだ未確定要素も多いので,数字ではない形で示した方が良いのではないか。あまり数字を書き入れると,それが一人歩きすることがあり,なるべく抽象的な形の方が,試験の実施に必要という限りで司法試験委員会が決定する今の状況にはなじむのではないかと思う。

その上で、数字については、ただ今の委員の意見にほとんど賛成である。

ただ、平成18年度についても、プラスマイナスという言い方よりも何々から何々、何々ないし何々という書き方の方が良い。中心を示すと、その数字がまた一人歩きするので、できるだけ避けたほうが良い。私の意見を申せば、新司法試験の平成18年度の合格者数については1,000から1,200という形が一番妥当なのではないかと思う。

現行司法試験については,今でも多少プラスマイナスされており,数字を例えば 5 0 0 と示したところで厳密さはないと思うので,あえてプラスマイナスと言う必要はなく, 5 0 0 で良いと思う。

平成19年度については,私は数字を出さない方が良いと思う。ただ,現行司法試験については,これまでも1,200,1,500と決めてきた性質上,

端的に,300と言ってかまわないだろう。現在行われている試験でも,5パーセントまでいくかは分からないが,毎年の試験で合格者数に多少の動きはあるので,特にプラスマイナスという形で示す必要はないと思う。

平成19年度については、私としては、できるだけ3、000人を前倒しというような方向を示したらどうかと考えている。ただ、現時点でどれくらい前倒しできるかというのは難しいところがあるので、平成19年度については2倍程度になるという表現で良いのではないか。

私はまだ数字を口にしていなかったと思うので,あえて数字を口にしながら意見を述べる。まず,大方で争いがないのは1,500人を下回らないという点は異論がないのではないか。それから,旧試験の方で500人というのも,500から600というふうに言っていいのではないかと思うが,それも争いがない。その中で新司法試験の数字を出していくということになると思うが,それを譲歩的に見るのか,厳しく見るのか,すなわち,遠くを見ながら語るのか,それとも遠くを見ながらも足場を見直すかという見方の問題となるのではないかと思う。

2 , 3 5 0 人ぐらいの 2 年制組 , 平成 1 8 年度の受験者数のうち既に 9 0 数名が現試験に合格した。そして , 多分修了試験というものがある以上は , 8 割前後くらいの者が法科大学院を修了して , 全員が受験資格を有することにはならないということになれば , 平成 1 8 年の受験者は 2 , 0 0 0 名弱くらいの数字になるのではないか。このうち 1 , 0 0 0 人が合格するということになると合格率は 5 0 パーセントを超えることになって , 現行試験の 3 パーセント程度という合格率と比べると約 1 5 倍という状況となる。

そうすると、公平性ということもあるし、今の2年制組というのが必ずしも今のロースクールというものの姿勢を反映した受験生ではないというようなことを考えていくと、大体1、000プラスマイナス100、プラスマイナスがだめなら900から1、100という言い方もできるが、1、000というのが一つの目安の数字と見ていいのではないかという考え方を持っている。

そして,19年組については倍にしていけばいい。逆に言えば旧試験組は半分にしていけばいい。となると,おのずから3,000人に非常に近い数字が見えてくる。また,いわゆる誘導効果とかインセンティブという関係から見ても,来年法科大学院に入ってくる学生については,20年,21年が受験年度になるのだから,18年度の合格者数をどう設定するかということが,誘導効果について大きな好材料になるのかと言われれば,少し遠いような気がする。

先ほど前提数字が変わってくると全体の数も考え直さなければならないという話があったが,今の話にも出たように,平成18年受験者の場合,既に平成16年度の現行司法試験で90何名の合格者が出ている。合格者数は実際ふたを開けてみるともう少し増える可能性もあるのかもしれないが,今のところ,法科大学院で把握している数字としてそういう数が既に出ているのと,17年

度の現行司法試験でもかなりの数が合格してくることが予測される。そのようなことを考えてくると,受験者は法科大学院の在学者数からかなり減ってくる可能性がある。

それからもう一つ,法科大学院の修了認定が厳格になされることを基本的な前提として考えているが,これを何割に想定するかということは大変難しい。しかし,まさか入学した全員が卒業するというのは考えにくい。いくら甘い認定をするところでも,それはちょっと考えにくいというふうに見ていくと,2,000を超えるような数字にはなりそうにない。平成19年は在学者が多く受験者の数は増えそうなので,それに応じてある程度増やしてあげなければならないというのは御指摘のとおりだと思うが,そこでもやはり,法科大学院の側を信頼すれば信頼するほど,厳格な修了認定ということも考えておかなければいけない。

まさにおっしゃるとおり、人数は想定でしかない。

まず、平成17年度の修了者数が2、350名程度になるだろうと予測されている。このうちから、少なくとも100名弱くらいは今年の現行試験に合格していなくなる。そうすると二千二百数十名となる。平成17年度の現行試験の合格者数も100を切ることはないだろう。

そして,私は法科大学院に厳格な成績評価,修了認定を望むが,逆に,そこがどの程度の数値になるかは予断を許さない。大学院によって相当の差が出るだろうが,若干は削れるだろう。トータルとして2,000名を超えるであろうというような数値を申し上げたが,修了認定で1割落とす,2割落とすということでこの数値を考えている。

平成18年度の修了者についてはより不確定要素が多くなり、私が恣意的に何パーセント修了認定で落とすべきだと言うのもかえって物議をかもすと思い、取りあえずは平成17年度の滞留者約1、000名と平成18年度の修了者約5、800名でおよそ概数で7、000と見たということである。

だから,この数字自体にこだわるつもりは全くない。先ほど申し上げたよう に,前提としても,この数値が変われば合格者数も変わる。

ただ,どの程度の合格率を確保すべきかということは,ほぼ,私の考えているところで基本的なところは適応できるのではないかと考えている。

平成19年度の人数については,前回までの当委員会での議論の中で,ある程度の幅を持たせたものであれば人数を入れた方がいいのでないかということが大勢かと考えて,私は前回の委員会でも自分の意見はまだ決まっていないということを申し上げたが,皆さんがそのような考えであるならば人数を入れることになるだろう,それならば,ということで数値を申し上げたが,むしろ,平成18年度に対して2倍程度という表現の仕方の方がより適切かと思う。

受験者の人数がどうなるか,その人数の何パーセントが合格かという議論の 意味はあまりないのではないかと思っている。合格する人が多すぎると甘くな って質が悪くなる、たくさん落とせば質が良くなるというものではないと思う。 要は法曹の育て方を変えたのだから、新司法試験の形にせよ現行司法試験の 形にせよ、すごく狭き門だということになると、絶対にそれをクリアするだけ の手立てというのがはびこる。そういうものではないのだというふうに制度を 変えたわけだから、それがうまく育つかどうかは、これから先の卒業生が実際 に社会の中でどう評価されてもまれていくかということで固まるので、なるべ く新しいやり方に早く移行した方がいいと思う。

昔のやり方も今のやり方も悪いところといいところは必ずあって,その軸を変えたわけだから,変えたというメッセージと,変えたことによって社会が法曹の育て方を見る目を変えてくださいよというメッセージは早く伝わった方がいいのではないかと思う。

そのほかこれまでの議論に付け加えることがないようであれば,私が取りま とめた案の説明に移らせていただく。

率直に言って取りまとめるのはなかなか難しかった。

私としては、できるだけ、今までの皆さん方の意見を広く取り入れた。

事務局の方で、全文、一度読み上げてほしい。

(事務局において,取りまとめ案(配布資料 2)を読み上げた後,委員長から同案について説明がなされた。)

基本的にこの考えを支持したい。

あえて言うと,数字に幅を持たせながら更に変動し得るというのは,どこか 矛盾している気がしないでもないが,そこが今回のポイントであるという意味 で,まさに苦心の作である。

今までずっと議論してきて感じるのは,今回の司法制度改革について,非常に理念ははっきりしているけれども,具体的に作られつつある制度というものの整合性は必ずしもちゃんとしないし,市場原理といいながら枠を設けたりしているわけで,その中でそれぞれ現場の方が,新しい法曹とは何かということで苦心しているというのが現状である。それについては,まずそれぞれの努力を評価しなければならないのではないかというふうにも感じている。大学院からはなるべく合格率を高くという話があったが,それは自分たちの努力に自信があるからだという意味で前向きに受け取りたい。

ただ,一方で,今までとは違う新しい,それこそ期待される方々を法曹に迎えたいというのは言うまでもなく非常に重要なので,試験のときに,今までとは違う意味で本当にふさわしくない者は是非落としていただきたい。そういう意味で,案の中にあるように,数字は当然変動し得る性質のものであると言いたい。はっきり言うと,合格者数の数字は減らし得る,もちろん増やし得るのだけれども,減らし得るのだというところを,世の中に何らかの形でメッセージとして伝えられないかと考える。そこはいささか厳しい言い方だが,期待し,

そしてまた注文をつけるという意味では大事なのではないかと思う。

前提の受験人数をあえて想定しないという趣旨は良く分かった。ただ,18年度について,900ないし1,100という数字を設定して,旧試験で500ないし600ということを考えると,少なく見積もると,900プラス500で両方合わせて1,400となってしまう。

この点については、平成16年、17年の現行司法試験の合格者を下回る可能性を示したことになるということでかなり敏感な反応が出るのではないかと 危惧する。

全体として 1 , 5 0 0 名を下回ることはないということは最低確保しなければならない。

900と500を足せば確かに下回る。しかし他方 , 1 , 100と600を 足せば 1 , 700という数字が出るのだから , こういう数字で書くときにはや むを得ない。 1 , 500を下回りたくないというのは言われるとおりだ。

ただ,現実の問題としては,18年度というのは非常に特殊な年度だと思う。 あまり過度に神経質になる必要はないと思うが,極端に有利に扱われるのはい かがかと思う。

実際問題としては,17年度の司法試験で合格する人が出,ある程度修了認定が厳格に行われたら,1,100人の合格というのはその後の率と比べて非常に合格率は高くなる。

そういうことを考えてみると,あまりこちらを増やしすぎるのもどうかと思う。現実に成績が良ければ問題はないが,見てみなければ分からないところがある。

合格率の問題はともかく,ここで示された人数が当然変動し得る性質のものであり,厳しい方向に動くこともあることを前提にすると,その結果として1,500人を下回るということでもいいのかということである。仮にそういう結果があるとすれば,この書き振りではやや足りない。もっと充実させて書き足していく必要がある。これだけだと,1,400人という数字がむしろ露骨に出てしまうという気がする。

委員長の今示された案文は本当に細部にわたりよく考えられていると思う。 この文章を本当によく皆が理解してくれれば,この委員会のメッセージは本 来伝わると思うが,多分公表したときは,数字ばかりが強調されることになる のではないかと,そこが非常に残念に思う。

おそらく,今回くらい注目される司法試験委員会のメッセージというのはないのではないだろうか。次回もまた数を決めなければいけないのは同じだが,今回は,制度発足時なので,世の中が非常に注目している。これは当然のことで,制度発足時に初めて示される数字だという観点から,大変メッセージ性が

あることは認識すべきであろう。これから法科大学院を何人もの学生が修了してくるので,その度ごとにその受験生にとってはとても大事な数字になるが,社会的には,新司法試験の導入時は最も注目されるので,これからとは違う意味が今回のこの数字にはあるのだろう。

そういう意味では,委員長のこの文章は本当によく書かれていて,文章としてはこういうメッセージでいいのだが,問題はここから数字が取り出されるであろうということだ。すべてを読んでもらえれば,法科大学院を中核にすえて,もちろん厳正な成績評価をするという注文はあるにせよ,法科大学院を温かく見守って育てていきたいというメッセージは非常によく伝わってくる。

ところが,実際には,数字が注目される。そう考えると,今いる受験生たちに対してではなくて,世の中に対して,新しい法科大学院制度をどういうふうに位置付けるかということについてのメッセージ効果というのを気にしなければならない。

そういう観点からすると,100人くらいは微調整だと言えばその通りなので,逆に言えばメッセージ性というのを重視してほしいというのが私の希望である。1,000から1,200としたとき,むしろ受験生にはそれほど大きい話ではないかも知れないが,我々司法試験委員会として表に出す数字としての意味は非常に重要だろうというのが私の思いである。

なるべく多くした方がいいという意見の委員から見れば1,000から1, 200という数字の方がいいだろう。しかし,皆さんの意見を伺っていると, 数を多くという委員ばかりではない。もっと数を少なくという委員の方もいる。 その辺を考えると,今度は1,000から1,200とすると,19年はそ の倍になり,そこの数字も修正しなければいけない。

また,例えば1,000プラスマイナスと書くと1,000が中心に扱われるからというのは,委員の言われるとおりなのでその意見は尊重しているが,900ないし1,100と書いても,恐らく有利な見方をする人は1,100ばかりを見ることになる。数字というのはいろいろ見られる。確かにこの数字が一人歩きするということはあり得ることだと思う。

しかし,これはもう見る人の問題だと思う。

私も委員長の意見には賛成である。先ほど委員から指摘のあった旧が 5 0 0 か 6 0 0 だから,旧 5 0 0 で新 9 0 0 をとってしまえば 1 , 5 0 0 を割るという見方は少しおかしい。反対に 6 0 0 となれば新が 9 0 0 であっても 1 , 5 0 0 になる。

平成18年度の旧試験は600程度としてしまえばいいが,これは新司法試験の方に対する配慮が足りないということで,500まで絞ることがありますよというメッセージがある。ただ,旧を500とすることの反射的効果として,新司法試験については,上の方の1,100という数字を選ぶということになるのではないか。

だから,単純に900と500を足して1,400だから1,500を割る という話ではない。

私が先ほど書き振りについて申し上げたのは,そういったことも考慮してのこと。 1 , 5 0 0 を下回らないというようなメッセージがどこかに出ていればよいのではないか。

もう一つ,私が申し上げたのは,先ほど言われたメッセージ効果である。素直に読んでくれればそうではないが,えてしてこういったものを読む時には,900プラス500という読み方がされるのではないか,そこに問題があるのではないか,ということである。

そういう読み方が論理性があるということを申し上げているつもりは毛頭ない。

基本的な考え方というところとか,最後の法科大学院のところが,やはり旧来の試験の感覚で書かれているように思う。

新しいことを社会に根付かせていかなければならない。試験をいじくって,何か完璧な試験を作って,それをクリアした人は良いのだということは言えない。仕事をしながらいろいろもまれながらその先どう行くかということが決まるわけで,最初の出発点の資格があるかどうかを問えばよい。そこから先,それが一生何かを保障するものではないというやり方に変えるのだと思う。

そうすると,もちろん厳正な教育はしてもらわないと困るが,試験だけが大事なものではないのだと。そこから先の,司法のあり方自体が社会の中で評価を受けていく,その中で育つか育たないかが分かれていくのだというメッセージが必要である。だから,どういうふうに今後のあり方が変わっていくかということをメッセージ性ということで見せるとしたら,門戸は広いんですよということでいいのだと思う。

ただ、門戸が広いのだということが将来まで保障するものではありませんよというふうに全体が変わらなければならないということが、どこかに出たらいいのではないか。今までの形のような試験ではなく育て方から変わるのだということ。その意味のメッセージ性は、900という3桁よりは4桁の方が見えると思う。

具体的な数字がどうというよりは、考え方として、今後一生、これさえクリアすればよいという話ではないということがどこかに出ていればいいのではないか。

あくまで出発点だという点では、恐らく反論はないだろう。

私はまだ考えがまとまらない。今,委員の言われたことはそのとおりだと思うが,司法試験委員会としてどう言うかであると思う。

法科大学院における教育、司法研修所での司法修習過程、そして法律家にな

った後の継続教育,生涯教育,これで行くのだろうということは,それはそう いうものだと思う。

それを,司法試験委員会,司法試験を検討するところが書くか書かないかという問題だろう。私は,司法試験委員会としては,自分たちの最も基本的な任務のところだけをきちっと書いたのだというところまでで,後は委員長談話か何かでそういうことを言っていただくのは結構だ。

あと,メッセージ効果というのが今一つつかめていないところがあって,他 の委員の見解に賛同できないところがある。

乱暴な言い方をすると,私は今回の法科大学院の学生たちの動きに大変失望している。法律家というのは世論に抵抗するというのも一つの役割だ。皆がこの男を死刑にしろという時に無罪を出す,これはちょっと極端な議論だが,そういう気迫を持っていなければ困るのに,一新聞の一観測記事に振り回されるということに大変失望している。

それは私の個人的な感想だが,そういう人を相手にメッセージ効果ということでいるいろやっても,工夫を否定するものではないが,限界もあるだろう。

私自身のこの委員長のペーパーに対する見解を申し上げる。委員長も私と同じ意見ではなかったなあと思う部分もあるが、私の意見だけでなく、全委員の意見を見据えて、委員長自身の考えをできるだけ入れないようにしたと聞いて、これ以上、私の意見を言うよりも、委員長の公平な裁定のほうが、私の個人的な意見よりも優れているのだろうと思っているので、最終的にはこのペーパーの内容に賛成する。

委員は,メッセージ効果について,だれに対するメッセージかということを 誤解されている。私は学生へのメッセージとは言っていない。

受験生はどんな時でも注目する。自分が法科大学院生であれば,自分の年が何人受かるかということは,常に一番の関心事であろう。そうではなくて,私が言っているのは,社会において今回が一番注目されるだろうということである。

今後も一番関心を持つのは学生達だとは思うが,今回に限り,それにとどまらないメッセージ効果があると申し上げている。法科大学院というのがどういう制度なのかという興味・関心である。今は法科大学院に入っていない人に対して,制度がどういうふうになっていくかというメッセージ性があると申し上げている。

私はもともと,この問題は非常に小さな問題だと言っている。平成22年には3,000人ということが決まっている。それを受け止めていないような人に対して何を言っても無駄だ。我々はそれまでの過渡期の議論をしている。

私はもっと広い範囲の人を考えに入れるべきだと思っている。何を言っても無駄だから何も言わないというのではなくて,やはり国民に対してしかるべき

メッセージを与えるべきではないか。

少し言葉が足りなかった。それは我々司法試験委員会がすることではない。司法制度改革推進本部,推進計画等が平成22年度は3,000と言っている。 それが社会に浸透していないというだけのことではないか。

それはどうなるかは全く分からない。ただ,それは司法試験委員会が決められることではない。社会,国がどう決めるか次第なので, 3 , 0 0 0 人がどうなるかはこれからの話である。

我々がやっていることは、その3、000人と1、500の間でどうするかという議論である。

私は,本来,司法試験委員会の試験実施という局面でこんなに大事なことを 決められるのかという思いがある。決めるからには,そこには重いメッセージ があるのだということを言っている。

メッセージ性の議論をするならば,法科大学院の新しい制度を重視している ということで十分だと思う。

そのメッセージ性なら、それはもう出ている。

18年度というのは特殊だと思う。19年度の,18年の2倍程度という, ここが一番大事なところだと思う。

18年の900人に500を足すと1,400ということになり,そういう組合わせもないこともないということになるが,現実としては,そういう見方をする人はそんなにはいないのではないか。

1 , 0 0 0 を中心に , という議論の方が良かったのかもしれないが , それはまたそれで問題があるとの意見があった。

やはり19年が問題だ。そこでは,2倍すれば1,800から2,200になり,これだってもっと成績が良ければ大きくなってもおかしくない。2倍程度として,2倍と切っているわけではないから,少し増えることも考えられる。もちろん成績が悪ければ減ることも考えられるわけだから,そこにかなりのゆとりを持っている。一方,旧司法試験制度を見ると,19年度は300人程度ということではっきり数が少なくなっている。これで2,200と300を比べてもらえば,本当の意味での新しいスタートの年に法科大学院を重視していることが分かってもらえると思う。

さらに,それ以降をどう設計するかについては,旧の方は更に漸減させるということをちゃんとうたっており,現実には恐らく200か100という数が出てくるのだろう。それで十分ではないかというのが私の思いである。

平成22年ころに3,000に持っていくという計画からは、前倒しは成績が良ければ可能だということは常々言っているが、初めから3年間で実現させてしまうというような数字は目安としてはおかしいと思っている。あくまでもそれは実績を見てからのことであって、実績を見ないで3,000を目安としてしまうのはおかしいのではないかと思っている。

今の前倒しの議論だが,一つ提案がある。取りまとめ案の3ページ後ろから4行目,「受験者数の激増が予想されることに配意して」のところに「合格者総数3,000人をできる限り前倒しすることが必要と考えるが,現時点では。」というのを加えてはどうか。

結果としてそうなることに反対はしないが,目安で前倒しすることには賛成できない。

目安はそのままで。

ここで書くものではない。ここはあくまでも概数を書いている。

考え方を明確に入れるという趣旨だが。

ここは概数を書いているところである。前倒しというのは我々がやるべきことではないと思っている。あくまでも司法試験委員会としては,冒頭に書いているように,本来は,実際の試験結果に基づかずにあらかじめ予定数を確定的な数値で示すことはできないが,何らかの目安は示してあげる必要があるということでスタートしている。

その目安のときに前倒ししてしまうという考えは採れないと思っている。あくまでも,それは実際の結果でということや, 2 倍程度でということで読み込んでいただきたい。

19年度は,現実にはかなり人数が増えてくるので,自然,そのように考えられるのではないかと思ったのだが。

私は,司法試験委員会としては,3,000人を超えてはならないという縛りはあるが,その枠内での裁量はあるのかという気はしている。

前倒しという言葉が良くないかもしれないが,考え方としてはそのような方向になるかと思って申し上げた。

私は前倒しという考え方には賛成していないが、私が意見書に書いたように、受験者数の増加に連動させて合格者の増加率ということを考えて、後をにらみながら合格者数を決めていいのではないか。そういうことを考えると、平成22年まではぐんぐんと受験者数が増すので、結果的には前倒しに近い状態には

なる。

実際は増えていく可能性は高いと思う。修了認定されない者がそんなにたくさん出るとは予想しにくい。ただ,やはり世の中の情勢というのはいろいろ変わると思う。例えば最近のマスコミの論調なども以前とはだいぶ変わってきている。

結果として20年度くらいには3,000人となることも予想されるが,そのためにも頑張ってくださいと法科大学院に言うために最後の5項目が入っているということでは読み過ぎか。

文書に書く必要はないけれども、計算していけば、もう19年度には2,2 00と300であれば2,500となり、翌年には500の幅で、しかも旧を 大きく減らしている以上は、ほぼ結果としては3,000に近い数字に行かざ るを得ない。だから、法科大学院は頑張ってくれというメッセージだと思う。

全体の文章はそういうふうに出来ているが,多分注目されるのは4の(1) のところだろう。

不確定要素が多過ぎるから 2 年間しか書かないということになった。その先については,そこまでは予測できない,結果を見てみなければいけないということだが,2 1 年あたりで法科大学院の成果が上がって来ていれば,恐らく 3 ,0 0 0 に近い数字が出てくる可能性は十分ある。ただ,それもあくまでも成果次第だ。だから,目安としては大変書きにくいということである。

それぞれの委員に思いがあり,皆さんの考え方をそれぞれある程度取り入れた上で,バランスを考えて作っていて,ガラス細工のようなところがある。

先ほど私は、1,500名を下回らないことを明示してほしいと言ったが、900ないし1,100で真ん中を取って1,000,500ないし600で真ん中を取って550とすれば、1,000と550で1,550だから、平均値が1,550であるということで、通常であれば1,500を下回るものではないと考えることはできるのか。

1 , 5 0 0 を確保する , しないという議論とは別に , 実際は 9 0 0 でも多いという意見もあった。

やはり1,500というのは大事な数字だという認識がある。これを下回るとなると,質と量を並立させなければいけないのに,量において逆行しているではないかということになりかねない。そのことを気にして,あえてそうやって読めばいいかと自分を納得させるための議論だったのだが。

そこのところを軽視はできないと思う。

法科大学院にやはり可能性として 9 0 0 ということもあり得るとどうしても 示す必要があるというのであれば,上を 1 , 2 0 0 にするというのはどうか。

幅はなるべくあった方が良いと前から思っている。幅はあればあるほど,法 科大学院に対して厳しくも働き得るし,それでいて社会に対する良いメッセージにもなる。

そうすると次の年2,400となる以上,この2倍程度も修正しなければならなくなる。数字は怖いと言いながら,2,400という数字が出ることになる。そうすると,実際やってみて出来がどうも不十分だった時に,私がお願いしたように合格者数を絞ることが実際はできなくなる。

私自身もそうなってほしいと思っているが,次の年が2,200まで行くということには,出来がよければもっと増えるのだという含みは残しているのだから,そのくらいでまあいいのではないか。

本当に出来がよければもっと上に行くのだという含みを残しているのだった ら,逆も読めないか。

だから、そうなっていい。数字としては2,200としかこの文章には出て こない。1,200とすると19年が2,400という数字の上での調整にな ってしまう。

今の時点で2,400という数字を出すことは,私は行き過ぎだと思っている。やってみてなるのは,私もいいことだと思うが。

「程度」として,更に幅があった方が良い。だから1,800からあるわけではないか。

先ほど来,多い方に読むだろうという議論になっている。

だれを相手にするかという意味で言っているわけで,メッセージということ で私がさっきから言っているのは社会である。

私は法科大学院の学生が右往左往したことには失望しているが,社会は全体を読んでくれると思う。

最近,かなりその辺のところは理解されてきているように思う。

次の年に 2 , 4 0 0 だと困るのは,程度が低いからか。 2 , 4 0 0 人も通るはずがないということか。

それはやって見なければ分からない。やってみた結果としてなるのは構わないが、平成19年はどうなるか分からない不確定要素があるから、少しボヤッとしておいた方が良いということだ。やってみて調整しようと。前からそう言っているが、900から1、200としてその2倍程度となると、1、800から2、400、その中での、そしてその前後の調整があるが、その調整がなかなかきつくなるのではないかという危惧の話である。私は1、800より減る可能性もゼロではないと思っている人間なので、2、400という数字が出ていて、1、700だったときにどういう話になるのかということを少し危惧するということである。

何年かまでに3,000にするということは決まっている。今の法科大学院の教え方とか,学生の勉強の仕方というのがちゃんとしたものになるかどうか分からないけれども,想定されている何年かの間には,必ずそれはなるということか。

私自身は,本当にそうなるか分からないという意見を持っている。一般論として,とにかくワンサイクルやってみないと分からない。やってみるといろいろ反省点が出てきて,次のサイクルではいろいろ良くなるはずであり,また,良くなるべきである。3回やればますます良くなる。平成18年,19年はまだ1回目である。

委員はあまり現状を重視してはいけないと言われるが,皆試行錯誤でやっている。しかし,2回目になれば,その試行の点が減ってくるので,平成22年までには3,000人というのには,それはそれで合理性があるとは思っている。

しかし1期目で,いろんな法科大学院があるし,いろんな教師がいる。旧制度のしっぽをたくさん持っている教師と学生がいる中で,その1期生の時には,まあ少し慎重にという考えである。

ワンクールやれば,次が必ず良くなるというのは,希望的観測なのではないか。

むしろ心配なのは,今一生懸命やっている法科大学院教員の人たちの意欲がそがれないかということである。法科大学院という制度が本来の機能を果たせるよう,新司法試験の合格割合も,ある程度の数字を出してあげないとディスカレッジされてしまう。厳しくしておけば必ず2期目もよくなるというわけではない。

厳しくしておけばというのは誤解であって,私は,結果として平成19年で3,000人になってもいいと思っている。やってみて本当に良ければ。その保証はないということだけ申し上げている。過度な期待を与えてはいけない。平成19年の2,400は既得権だなどと思われても困る。

そこで,悪い言い方になるかもしれないが,頑張れば増えるので頑張りましょうと言っているわけで,頑張らなくとも2 , 4 0 0 くらいですよということではなく, 2 , 2 0 0 くらいだけど頑張ればもっと行きますよということが,教師に対してもいい効果があるのではないか。

2 倍程度のという表現に加えて,頑張ればもっと行きますよというメッセージがあれば,私もいいと思うが。

この文章にはあると思う。

それを超えていく可能性があるということが大事だと思う。前倒しという言葉は良くないかもしれないが,先ほど私が付け加えていただきたかったのはそういう趣旨で申し上げたのだが。

ただ,逆もあるということも書いてある。それは努力次第ですよと書いてある。それくらい言っていただいた方が,私自身は背筋がピシッと伸びる人が多いとは思うが。

ここでの基本的な意見の相違は、合格者数を多くすることがあるべき法科大学院の育成につながるものではなく、一定の厳しい姿勢を示すほうが効果的であるという考えと、合格者数を絞ると法科大学院の健全な育成に弊害が生じかねないという考えにあると考えてよいのだろうか。

私は、法科大学院の理念に忠実な教育をもっともっとやってほしい。逸脱しないでほしいという思いである。要望書の中に、極論すれば、「合格者数が増えなければ、俺たちは司法制度改革推進本部、審議会意見書が言ったことからは逸脱するぞ」という趣旨のことを述べた法科大学院があった。「合格者数が増えなければ理念に従った教育ができないぞ」という法科大学院があったことに対して、私は非常に残念に思う。

ヒヤリングの時も,学生たちが動揺したとしても 1 回目は頑張るんだという 声を聞きたかった。そういう思いが背景にある。

別の言い方をすれば、司法試験の合格者がある程度多くなると言った方が、 法科大学院の関係者、在籍者も含めて、よりあるべき法科大学院教育にまい進 できるのではないか、安心してまい進できるのではないかということが私の一 つの考え方である。それが一割程度多い数字を提起した理由である。

900ないし1,100というのと,1,100プラスマイナス10パーセントというのとで,それだけの違いがなぜ法科大学院の経営に阻害になったりやる気になったりするのかが良く分からない。

1 , 2 0 0 人とすると翌年 2 , 4 0 0 になるのが困るということが良く分からない。

100のオーダーによって法科大学院の教育が大きく左右されるという議論が法科大学院の外から言われると納得できない。

端的に言ってしまうと,100の違いでそう細かく議論されるのがよく理解できない。

それぞれ委員によって意見は違った。もっと大きい数をおっしゃる方もおり、もっと小さな数でいいんだとおっしゃる方もいた。だから、そういうものを全部飲み込んで書けば結局900ないし1、100ということになるのであって、それを動かせばどちらかに偏ってしまうと、一言で言えばそういうことである。

どちらかの意見を抜かしてもらっては困る。特にその次の年には2倍程度ということになるので,しかも19年が一番本命だと思っているので,19年に重点を置けば,これが2,400ということになれば,それは数が多すぎる。別の意見の方と合わなくなってしまう。しかも,実施してみて2,400になることはだれ一人反対しておられない。

私は、細かい数字について議論しているつもりはない。ここでの100は、現行司法試験の合格者数1,500との関係で大きな意味を有するものだからである。また意見の相違点に関する発言は、委員会において出された意見を整理しようとしたものであって、これにより議論を紛糾させるつもりはない。

私が平成18年の1,200という数字にこだわっているのは,実は,平成19年に2,400というのがあり得てもいいのではないかということを示したいという意味もあって,申し上げているのだ。

私は、平成19年が平成18年の1,100の2倍だと2,200だが,2倍程度というのは、それが上限という意味ではなく、それを超えて2,400とかになる可能性もあるということを、議事要旨で明確に書いてあれば良いと思う。

実施してみて2,400になるのはかまわないと思う。それは全員否定していない。ただ目安として挙げるのはどうかということである。

議事要旨に書いていただければよろしいのではないか。

そういう理解であるなら, 2 倍程度の目安という意味について,このように議論したということが議事要旨で明確になっていることが大事である。

両方の意見があるが,ある意味では皆さんの意見はこの幅の中にあるという ことだ。

一つは 2 倍程度ということ。「程度」というのは若干の幅のある言葉である。 現実に実施して成績が良ければ,具体的な数字で言えば,平成 1 9 年に 2 , 4 0 0 という合格者が出てもかまわない。と同時に, 1 , 8 0 0 という数字になるかもしれない。あるいは,悪いときはそれを割ることだってあり得るということだ。

それでは、いろいろと御議論いただいたが、各委員から出された意見は議事要旨にとどめることとして、私の作ったこのペーパーを当委員会の総意の取りまとめとすることでよろしいか。そして、事務局とともに最終的な字句の確認をした上で、この取りまとめを公表することでよろしいか。

(異議なし)

それでは,そのように決定する。なお,本日,報道機関には私から,こういう結論になりましたということで概略を説明することとしたい。

(一同了承)

(2) 次回開催日程等について

次回第18回委員会会議は、3月17日(木)午後2時から開催することが確認された。